

2025年3月14日

株主各位

熊本市北区植木町一木111番地
平田機工株式会社
代表取締役 社長執行役員
平田 雄一郎

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、2025年4月1日付をもって当社普通株式1株につき3株の割合で分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2025年3月31日と定めましたので公告いたします。

以 上

お知らせおよびご注意

- 2025年4月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社

連絡先

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031(フリーダイヤル)

※受付時間 平日 9:00～17:00